

住宅用

火災警報器

消防職員が**無償**で

取付支援
を行います!!



火災から大切な**命**と**財産**を守るために

このマークがついて
いる**煙式**で**電池式**
のものをご用意
ください。



取付支援対象の警報器



イメージは**煙式**です。

取付支援対象となる方

65歳以上の世帯等（単身又は夫婦）で、設置が困難な方

まずは、お気軽にご相談ください



0495-24-8392

児玉郡市広域消防本部
予防課

〒367-0035
本庄市西富田904-3

TEL 0495-24-8392 / FAX 0495-24-8393

取り付け支援お手続きのご案内

住宅用火災警報器を設置又は取り替えたいが、天井等に取り付けが困難な高齢者等世帯に対して、消防職員が直接ご自宅へ訪問し、取り付けや取り替えのお手伝いを無償で行います。

お手続きは下記のとおりですので、お気軽にご相談ください！

申請方法

- 申請書を用意（お近くの消防署・分署にお越しください。）
- 申請書に必要事項を記入（消防署・分署で記入できます。）

チェック!! 取付支援対象の警報器の購入準備（必要個数）

ご注意!! 取付支援対象以外の警報器は取り付けできません。

申請から取り付けまで

- 消防本部又はお近くの消防署・分署に申請（代理の方申請可）
- 取り付け位置等の確認（消防職員がご自宅に伺います。）
- 申請者に「確認表」を交付（すぐに取り付けできます。）

お願い

- 災害等発生時、希望日に取り付けできない場合があります。
- 取り付けの際に立会人がいない場合は、ご希望に添えません。
- 申請書下部に記載されている承諾事項は必ずお読みください。

住宅用火災警報器のことでお困りの方
まずは、下記までご相談ください！

お問い合わせ先は、消防本部予防課

☎ 0495-24-8392